

## 重度心身障害者医療費助成制度について

重度心身障害者医療費助成制度とは、重度の障がいと認定された方の医療費（保険診療分のみ）を助成する制度です。

対象者及び助成の内容は次のとおりです。

### 1 助成の対象者

- (1) 身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、肝臓、免疫機能の障がいに限る。）の交付を受けた方
- (2) 重度の知的障がい（療育手帳 A）と判断された方
- (3) 精神保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方

### 2 助成の内容

- (1) 市町村民税非課税世帯の方（緑色の受給者証）  
初診時一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円、柔整 270 円）以外の医療費を助成します。
- (2) 市町村民税課税世帯の方（黄色の受給者証）  
自己負担分（1 割相当額）以外の医療費を助成します。  
（上限…外来 18,000 円・入院 57,600 円）
- (3) 精神保健福祉手帳 1 級の方  
通院にかかる医療費のみを助成します。

### 3 助成対象期間など

- (1) 毎年 7 月 31 日までが受給者証の有効期間となり、毎年更新となります。
- (2) 65 歳の誕生日が来る方は、有効期限が誕生日の月末となりますが、申請により、それまで加入していた健康保険から後期高齢者医療制度に移行することで、引き続き重度心身障害者医療制度の適用を受けることができます。
- (3) 受給者本人又は扶養義務者等の方の所得額が下表の基準を超える場合は助成対象となりません。（所得額は、前年（1 月から 7 月までは前々年）の額となります。）

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人
所得額	6,287 千円	6,536 千円	6,749 千円	6,962 千円

### 4 助成の方法

- (1) 道内で受診したとき  
受給者証を掲示することにより、一部負担金（初診時一部負担金又は 1 割相当額）のみが自己負担になります。ただし、18 歳になる年度の末日（3 月 31 日）までの子どもは、清水町乳幼児等医療費助成制度の対象となるので窓口での自己負担は生じません。
- (2) 道外で受診したとき・受給者証を忘れたとき  
医療費自己負担分を一旦お支払いただき、その領収書等（領収書、印鑑、保険証、受給者証及び振込先の預金通帳）を持って、役場窓口で申請してください。後日、自己負担分した助成分を指定口座に振り込みします。

## 5 届出が必要な場合

受給者証の交付後に、健康保険証の種類が変更となったとき、又は清水町内で住所が変更（転居等）となったときは、届出が必要です。届出の際には、健康保険証、受給者証及び印鑑を持参してください。

## 6 その他

- (1) 入院等により、医療費が高額になることが予想される場合は、加入している健康保険の「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関に提示することにより、医療費の支払いが軽減される場合があります。また、市町村民税非課税世帯（緑色の受給者証）の方は、入院時の食事代が減額されます。
- (2) その月に支払った医療費が高額等で払い戻しになる場合は、ご連絡いたします。  
ご不明な点、ご心配な点等がある場合は、町民生活課保険係まで問い合わせください。

清水町 町民生活課保険係 電話 0156-62-1151（直通）